

第4章 災害復旧計画

第1節 基本方針

災害に対する応急対策を行った後において、災害復旧・復興の迅速かつ完全な実施を図るため、被害者の生活、生業の維持及び回復、被害を受けた施設の復旧及びこれに要する資金等について必要な事項を定めるものであって、その内容は次のとおりとする。

第2節 被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画

基本編第4章第2節「被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画」に定めるところによる。

第3節 被災者の生活確保に関する計画

基本編第4章第3節「被災者の生活確保に関する計画」に定めるところによる。

第4節 施設災害復旧計画

基本編第4章第4節「施設災害復旧計画」に定めるところによる。

第5節 激甚災害の指定に関する計画

基本編第4章第5節「激甚災害の指定に関する計画」に定めるところによる。

第6節 義援金、救援物資受入及び配分に関する計画

基本編第4章第6節「義援金、救援物資受入及び配分に関する計画」に定めるところによる。

第7節 災害復興計画（防災まちづくり）

基本編第4章第7節「災害復興計画（防災まちづくり）」に定めるところによる。